

神奈川県県土整備局土木工事検査基準

昭和47年4月1日 工検第14号
土木部長から各室課長各かい長あて通知

〔沿革〕 昭和47年4月1日工検第14号 昭和55年4月1日工検第47号
昭和56年8月1日工検第116号 平成11年4月1日改正
平成11年6月1日改正 平成12年9月1日改正
平成25年4月1日改正

(趣旨)

- 1 神奈川県が行う土木工事の検査の適正を期するため神奈川県県土整備局工事等検査要綱（以下「工事等検査要綱」という。）第14条に基づき検査の技術的な基準を定めたものである。

(適用)

- 2 この基準は工事等検査要綱第3条に定める検査に適用する。

(検査の方法)

- 3 検査の方法は工事等検査要綱第13条によるほか、下記によるものとする。
 - (1) 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の施工体制、実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。
 - (2) 工事の施工体制の検査は、施工体制台帳、体系図又は下請負業者編成表の記載内容及び実施状況について、また現場代理人、主任（監理）技術者の常駐、専任及び指揮管理状況について適正であるか、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。
 - (3) 工事の実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況等の工事監理状況に関する各種の記録（（写真・ビデオによる記録を含む。）（以下「各種の記録を含む」という。））と、契約図書とを対比し、別表第2に掲げる事項に留意して行うものとする。
 - (4) 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約書

の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(5) 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第4に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(6) 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(検査基準)

4 検査の技術的基準は別表第5「土木工事検査基準」によるものとする。

* 別表第5は施工管理基準と同一内容です。

別表第1 工事の施工体制の検査留意事項

項目		関係書類	内容
1	施工体制	施工体制台帳、体系図又は下請負業者編成表	施工体制の記載内容と実施状況の確認
2	現場代理人	現場代理人設置（変更）届	常駐状況の確認
3	主任（監理）技術者の専任及び指揮管理	主任技術者等設置（変更）届、技術者資格者証又は経歴書	技術者資格区分、所属会社名等の確認、専任状況の確認

別表第2 工事の実施状況の検査留意事項

項目		関係書類	内容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況

別表第3 出来形検査基準

工種		検査内容	検査密度	
共通	一般施工	共通 矢板工	基準高、変位、根入長、延長 250枚につき1箇所以上（ただし、施工延長250枚以下の場合は2箇所以上）	
		工種	法枠工	厚さ、法長、間隔、幅、延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
			吹付工 植生工	
	基礎工		基準高、根入長、偏心量 1基又は1目地間当たり1箇所以上	
	石・ブロック積（張）工		基準高、法長、厚さ、延長 100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）	
	一般舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上） 厚さは500mにつき1箇所以上	
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性 基準高、幅及び横断勾配は200mにつき1箇所以上（ただし施工延長200m以下の場合は2箇所以上） 厚さは施工面積3,000㎡につき1箇所以上コアーにより検査（ただし施工面積3,000㎡以下の場合は2箇所以上）	
		地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）	
	土工		基準高、幅、法長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）	
	河川	築堤護岸		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
浚渫（川）		基準高、幅、深さ、延長 （同上）		

	樋門・樋管	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門、樋門、樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所任意部分、函渠は同種構造物ごと2箇所以上
	水門		
海岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	突堤・人工岬		
	海域堤防		
	浚渫（海）	基準高、幅、深さ、延長	
砂防	砂防ダム	基準高、幅、深さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
ダム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、堤長	5ジョイントにつき1箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン長、変位	スパン長は、各スパンごと その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上5径間以上は2径間につき1箇所以上

	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は両坑口を含めて3箇所以上）
	その他の構造物	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する

備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により検査することができる。

(2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表第4 品質検査基準

工種		検査内容	検査密度	
共通	材料	(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か	(1) 観察又は品質証明により検査する (2) 場合により実測する	
	基礎工	(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か (2) 基礎の位置、上部との接合は適切か	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する (2) 場合により実測する	
	土工	(1) 土質、岩質は、設計図書と一致しているか (2) 支持力又は密度は設計図書と対比して適切か		
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書と対比して適切か		
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か	主に実際に操作し検査する	
道路	舗装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か (2) 支持力又は締め固め密度は設計図書と対比して適切か	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する (2) 場合により実測する
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か	(1) 主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する (2) 場合により実測する